

ハラスメント防止対策に関する基本方針

当院では、より良い医療を提供するために、職場及び医療現場におけるハラスメントを防止するために、下記の項目への取り組み及び職員への周知・啓発を行っております

ハラスメントの具体的な内容

・パワーハラスメント

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害される行為

（身体的・精神的な攻撃や人間関係の切り離し、過大・過少な要求、個の侵害等）

・セクシャルハラスメント

職員の意に反する性的な言動により不利益を与えること又は性的な言動により他の職員の就業環境が害される行為

上司・同僚に限らず患者又はその家族、異性に対するものだけでなく同性に対するものも含む

・妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント

職員の妊娠・出産及び育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動により職員の就業環境を害する行為

・医療現場に関するハラスメント

患者・家族等から職員及び職員から患者・家族等への身体的・精神的暴力やセクシャルハラスメントにより医療現場の環境を害する行為

ハラスメント防止のために講ずべき措置

・職場及び医療現場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化

・相談窓口を定め内容や状況に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

・ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

（事実関係の確認、被害者に対する配慮及び行為者に対する措置、再発防止に向けた措置）

・相談者・行為者のプライバシー保護、相談したことを理由として解雇や不利益な取扱いをされないよう十分に留意する

・入職時その他必要に応じてハラスメント研修を行うようにする

・相談や報告のあった事例については院内で問題点や課題を検討して必要な対応を行う